

京都先端科学大学知的財産ポリシー

1. はじめに

京都先端科学大学における研究成果を社会に直接還元する事を促進するため、本学における知的財産の創出・承継・権利化とその活用のための基本的な考え方について、知的財産ポリシーを定める。

2. 本ポリシーの対象者と知的財産及び研究成果有体物の範囲と管理

(1) 本ポリシーの対象者

本ポリシーは、本学の教職員等、本学と雇用関係が存在する者、本学が法人組織として受け入れた共同研究員、特任研究員等の研究者、その他規則に定められる者に適用する。本学の学生のうち、本学との間で発明等の取扱いについて、本ポリシーの適用を受けることに合意している者（当該学生が民間企業等の役員、従業員等の地位を同時に有する場合は、当該学生がこの規程の適用を受けることについて、当該民間企業等の同意があるものに限る。）は、上記「教職員等」に含まれると見なす。以上の対象者を、以下「教職員等」と表記する。職務発明等とは、教職員等が職務専念時間中に職務（研究、調査、教授、指導、相談等）上使用することのできる本学から、あるいは公的に支給された何らかの研究経費を使用して大学において行った研究又は大学等の施設を利用して行った研究の結果生じた発明等（発明、考案、意匠及び植物品種）をいう。

(2) 知的財産及び研究成果有体物(以下知的財産と称する)

知的財産とは研究成果から直接生み出される知的創作物のことで、社会貢献を図るにあたりその保護、利用活用の促進が必要となるものをいい、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権、回路配置利用権、育成者権（種苗法における）、及びノウハウや研究開発成果としての有体物（研究成果有体物）をいう。

(3) 知的財産の管理と活用

知的財産権等管理、活用促進を適切に行うため必要な諸制度を整備し、知的財産権の管理および活用は 研究・連携支援センターが学外の技術移転機関等と協同して行う。本学の知的財産権の管理は副理事長が 統括する。管理する知的財産は社会及び大学の発展に寄与すべく、効率的かつ効果的な技術移転活動を進める。

知的財産の権利の取扱い等に関する事項を審議、決定するため、発明委員会を置く。

3. 知的財産の帰属と権利化

(1) 知的財産の届出

本学の教職員等は、その職務に関連して実施した研究成果が知的財産に該当すると認めるときは、論文学会発表等の公開前に、速やかに書面により各所属長等に届け出なければならない。各所属長等はこれらが職務発明等に該当するかどうかを検討の上、速やかに研究・連携支援センター長へ案件送付する。研究・連携支援センター長は、これが職務発明に該当すると判断した場合は、発明委員会へ諮るものとする。発明委員会は当該案件について機関帰属を放棄するか否かの審議を行い、副理事長および学長へ上申する。この判断に際しては、当該案件の産業上利用性、新規性、進歩性、社会への貢献度、収益性、権利化費用などを総合的に判断する。客観的な判断を行うために、調査等の作業を必要に応じ外部委託し、判断のための意見を求めることもある。帰属についての決定は、学長の助言に基づき副理事長がおこなう。

(2) 知的財産の帰属と権利の継承

本学で教職員等により創作された職務上の研究成果に基づく知的財産に係る権利は、職務発明等とし、その発明が完成した時に、本学が特許等を受ける権利を取得する。ただし、特別の事情があると副理事長が認めるときは、知的財産にかかる権利をその発明者又は創作者に帰属させることができる。企業等外部機関との共同研究から生じた知的財産の取扱いについては、最大限の活用を実現させるため、柔軟かつ効果的・効率的な対応に配慮する。知的財産の本学への承継にあたっては、価値の高さと質を重視し、将来への活用並びに学問分野の特性等を十分考慮して判断する。本学が承継しないと決定した知的財産に係る権利は創作した教職員等その発明者又は創作者に帰属させる。また、継承した知的財産については定期的にその財産価値を評価し、必要に応じて権利を教職員等その発明者又は創作者に帰属させることができる。

(3) 出願

本学が承継した知的財産に係る権利については、速やかに出願等の手続きを行う。本学単独で創作された場合は、本学独自に出願し、外国への出願も考慮する。企業との共同研究で創作された発明は、企業での実用化等を促進・支援する観点から最適な形態で出願すると共に、教職員等の意思も勘案して進める。また、研究成果が企業等の個々の強みを生かしてビジネスを行う競争的領域に係る技術である場合には、出願管理を企業等に任せることを優先する。

(4) 発明者等への補償

本学の機関帰属する知的財産の活用により収入を得た場合は、権利化・承継に係わる経費を控除した後、発明者等、研究室、部局、大学に適切に定められた割合で分配される。係争に係わる経費に対しては別途対処するものとする。

4. その他

本ポリシーの運用を図るために必要な具体的事項については別途定める。